

指名停止の措置要件に該当した場合の報告書の提出について

本市一般競争入札有資格者は、横浜市指名停止等措置要綱に基づき、指名停止措置要件に該当した場合に、文書による報告義務があります。

契約違反や事故等による指名停止措置のほかに、登録工種・種目に係る許認可法令や、業務に関して遵守すべき一般的な 法令に違反して、逮捕、公訴（起訴）、又は、監督官庁等から行政処分を受けた場合についても、指名停止措置の対象となりますので、該当した場合は、速やかに財政局契約第一課に 報告書をご提出ください。

なお、報告を怠った場合又は遅滞した場合（1か月以上）は、指名停止の期間が2倍となりますのでご注意ください。

【参考資料】

措置要件について：[横浜市指名停止等措置要綱](#) 及び [同要綱運用基準](#) 別表第1～第3
報告義務について：[横浜市指名停止等措置要綱](#) 第12条及び [同要綱運用基準](#) 第29項

【法令違反に関して措置要件に該当する場合の一例】

《許認可法令に限らず業務に関して遵守すべき法令全般が対象です》

- ・従業員が残土を投棄し産業廃棄物処理法違反の容疑で逮捕された。
- ・架空経費を計上し、所得を隠して脱税したとして、代表取締役が逮捕された。
- ・工事作業中に労働者が傷害を負ったことについて、労働基準監督署に報告書を提出しなかったことにより検察庁に起訴された。
- ・支店長が労働基準法違反の容疑で起訴された。又は、罰金刑を受けた。
- ・労働者派遣契約に関して労働局から改善命令を受けた。
- ・食中毒の発生により保健所から営業禁止又は停止処分を受けた。
- ・規定以上の金額の下請契約を行ったことにより、地方整備局から指示処分を受けた。
- ・消防用設備等の不備により消防署から設備設置命令を受けた。

※ 措置要件の該当の有無や報告書の提出について、御不明な点等ありましたら次のお問合せ連絡先までお尋ねください。

■お問合せ連絡先■

横浜市財政局契約第一課（045-671-3805）

※横浜市との契約案件における事故等については発注課に御連絡ください。

■報告書提出先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市財政局契約第一課管理係 指名停止担当 宛